

「字体」考

—

学問の目ざすべき目的の一つは、定義をより明晰かつ判明にすることである。明晰とは、曖昧さを含まないこと。そして判明とは、他としっかり区別できることである。その点で気になっている語がある。それが漢字の「字体」である。「字体」は「音韻」に対置される抽象的な観念だとされるかと思うと、具体的な字形に用いられたりもしている。かと思うと、「イ」『広辞苑 第七版』（二〇一八年 岩波書店刊）では、それぞれの文字が、それによって他の文字と区別される特徴的な形。一つの字についても、字画の違いによって、新字・旧字、正字・俗字などと区別する。などと定義して

正木好弘

いる。ここでいう「他の文字と区別」が、「一つの字」なのかどうかの判断が字体で可能かどうかの言及がなく明晰でない。その言及がないままに「一つの字」の内部の差を指摘するのは判明さを欠く。このような状態を放置しておいてはいけないのではないか。そこで、この点について考えてみることにした。作業としては、国語辞典における定義、学会編纂の辞典での定義、そして行政庁編纂の書籍などでの定義を点検したうえで、私見をまとめることにした。

二

まず、身近なところにある他の国語辞典の「字体」の定義を見ると、次のように記載されている。

〔ロ〕『字研 現代国語辞典 初版』（金田一春彦編、一九四四年 学習研究社刊）

①発音・意味・用法などを同じくする、二種類以上の異なった文字がある場合に、それぞれの字がもつ形。新字体・旧字体など。

②（俗に）書体。

〔ハ〕『新潮国語辞典―現代語―古語―第二版』

（山田俊雄・築島裕・小林芳規・白藤禮幸編修、一九九五年 新潮社刊）

文字の基準となるかたち。書体。書道の楷書（カイシヨ）体・行書体など。

〔ニ〕『明鏡国語辞典 携帯版』（北原保雄編、二〇〇三年 大修館書店刊）

①発音・意味・用法などを同じくする文字が二種以上あるとき、それぞれの文字がもつ形。新字体・旧字体、本字・正字・俗字などの形。

②書体。

〔ホ〕『三省堂国語辞典 第六版』（見坊豪紀・金田一京助・金田一春彦・柴田武・市川孝・飛田良文編、二〇〇八年 三省堂刊）

①一つの文字の、点や線でできたまとまりのある形。（ふつう、漢字について言う）「新」（↓旧字体）

↓書体。

②文字の書きぶり。書風。「奇妙（キミヨウ）な」

〔ヘ〕『岩波 国語辞典 第7版 新版』（西尾実・岩淵悦太郎・水谷静夫編、二〇一一年 岩波書店刊）

文字の形▽「体」と「體」とは、同じ字で字体が違うと言う。また、楷書（かいし）・行書・草書の別、活字の明朝（みんち）・ゴシックの別などについても言う。
↓じよたい（書体）

〔ト〕『新明解国語辞典 第七版』（山田忠雄・柴田武・酒井憲二・倉持保男・山田明雄・上野善道・井島正博・笹原宏之編、二〇一二年 三省堂刊）

同一の語または語の部分を表わす文字について考えられる、幾つかの違った形の一つ。「狭義では、漢字の抽象化されたそれを指す」〔書体①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿のほか、漢字の正体カタリと異体字の別や、かなの正体・異体・変体の別、活字体のローマン体・イタリック体・ブラック体の別も字体の相違に帰す〕

〔ロ〕〔二〕は、定義がほとんど同じ。しかし、その定義①

は「字形」のものでしかなく明瞭でない。さらに②で「書体」としても使われるとしていることは、判明とはいえない。「へ」の「文字の形」という定義は、まさに「字形」のことではない。さらに「へ」の「体」と「體」とは、同じ字で字体が違ふと言うは妥当としても、楷書(が)・行書・草書の別、活字の明朝(みんちやう)・ゴシックの別などについても言うは、同じ字の書き方の種類であつて、「ロ」(二)と同じく「書体」と混同している。「ホ」の①での「一つの文字」、点や線でできたまとまりのある形」の定義は「一つの文字」の一部のことを言っているのではないかと思わせる表現で、明瞭でも判明でもない。しかも②として「文字の書きぶり。書風」をも「字体」としているのは判明でなくしている。「ト」の「同一の語または語の部分を表わす文字について考えられる幾つかの違つた形の一つ」の定義も「字形」のことではない。ただ「狭義では、漢字の抽象化されたそれを指す」と追記している部分には注目される。それは「抽象化」の語を用いているからである。しかし、その後にさらに「書体」も「字体の相違に帰す」としているのは判明さを欠く。「ハ」の「文字の基準となるかたち」は好ましい定義かと思われる。しかし、基準とならなければいけないかに問題

がある。さらに、「書体」を同義としている点は判明さを欠き問題である。「イ」の「それぞれの文字が、それによって他の文字と区別される特徴的な形」の定義は一番好ましい定義のようである。しかし、その形が具象的なものにとどまっていけないかに問題があり、明瞭さを欠く。

三

さらに学会編纂の辞典での「字体」の定義を見てみることにする。

〔A〕『国語学辞典 訂正15版』(国語学会編、一九六七年 東京堂出版刊、日下部文夫執筆担当項目)

(1) ひとそろいの文字に通じた字形の様式で、大篆、小篆、隸書、楷書、行書、草書、筆写体のお家流、勘亭流、活字体の明朝、清朝、宋朝、ゴヂ、あるいはローマン、イタリック、ボールド、ゴチ(サンセリフ)、スクリプト、それから飾り文字、個人の筆跡に見る特徴などを含む。基本字形からの逸脱がひとそろいの文字全体を通じて規則正しく行われるならば、一種の字体を構成

する。

(2) 一字の変種。基準になるものを正体とすれば、それに対する俗体、異体、略体、また誤字がそれに当る。

〔B〕『国語学大辞典 初版』（国語学会編、一九八〇年 東京堂出版刊、山田俊雄執筆担当項目）

○文字の形の基準。具体的に筆記具を用いて物の面に書いたり彫ったりした痕跡を字形として区別するならば、音韻と音声との区別における音韻に擬せられるのが字体である。すなわち、字形が、現実的・個別的な、その都度多少の差の生ずる現象であるに対して、字体は、抽象的・普遍的で社会的に一定している観念であって、通常は手書きの字形の手本になる活字の形のようなものをさす。厳格に言えば、活字でも、誤刻・欠損がないわけではなく、誤植も免れないから、正当に選ばれた完全な活字の痕跡（字形）の示す形から解釈される観念といわねばならない。

○書体的変容も高度の観念として存在しうるものがある。

○字体には静態的な断層的・孤立的な面と、動態的・連続的・照応的な面があるものである。いいかえると、ある字について一つの書体もしくは書風（流派的・作家的付加特徴）の伴うそれぞれの場合につき個別的に小範囲で字体を扱うことができる一方において、あらゆる書体・書風を包含しつつ、広範囲にその相互の連関において成り立っている同一字の字体を認めることも可能である。

通常、一字の字体は構造上の示差的特徴を堅確に保持していて、漢字・仮名・ローマ字の各文字系列の有する固有の字風として好ましい均衡・調和をプロポジションとして備えているものと考えられている。したがって、字形実現に当たって自然で能率的な筆順も字体の観念に含まれるが、漢字などでは構造についての発生的解釈が尊重されることもあって、一字の筆順が唯一無二でないことがある。

○厳格に文字通りに言えば、異体字とは、異なる字体による互いに異なる字形と認められるものをさすことになる。

○同一字体にもとづく字形上に認められる変種は、すべて、異形であるというべきである。

○異体とは、表音・表意の機能の上で同一で、しかも同一文脈における同一位置において相互代替の可能な関係にある別の字体にもとづく文字をさす。たとえば「異」と「呉」、「無」と「无」、「等」と「才」との関係の如きである。

○新しい字体の成立の過程は、一般に言語史上に観察される規範の交替と同様に考えることができよう。しかし、文字制度、ことに漢字の文字制度は、その言語社会の成員の個体別の能力差のほげしいところに採用されているので、字体は、字形の影響を受けてかなり動揺を示すことがある。そして、字体統一の施策を必要とすることがあった。また他方、字書の内容として視覚的に固定して伝承される故に、自然的な変化を辿らないで、超越的な規範が行われるという一面をもつ。

〔C〕『日本語学大辞典 初版』（日本語学会編、二〇一八年 東京堂出版刊、犬飼隆執筆担当項目）

○人は個々の字の形を脳内に観念として記憶してい

る。その標準となる形を「字体」と呼ぶ。声で話す言語になぞらえると音韻にあたる。

○少しずつ違っていても、ある言語において同じ字であると認められる範囲がある。それが字体である。
○実現し得る字形のなかの美しく整った典型を人は字体と認識していると言ってもよい。

○「書体」は字形にかかわる概念であるが、文字列全体にわたる統一的な平面デザインをさす。

○異体字は「無」と「无」のように字体が異なっても表語機能において同一のものをさすが、字形の近似した異体字の使い分けが問題になるときがある。

○「文字素」という概念をたて、字の形が実現する段階を「文字素↓字体↓字形」のように設定する提案がある。

「富」は「富」と同一文字素で異体字ということになる。ただし、文字素という語は字体の部分的要素を想定させるので、その定義の術語と調整して使わなくてはならない。

○字体の構成要素を定義する術語が必要である。音韻論において、音節を子音と母音の組み合わせと

してとらえ、子音・母音を示差特徴（弁別特徴とも）*distinctive features*の束としてとらえる。同様に、字体を何らかの構成要素に分析してとらえることが可能である。漢字のような表語文字を対象にとるときは、その有効性が明らかである。

〔A〕では（1）に^レびとそろいの文字に通じた字形の様式^レとしているが、その「様式」は^レ大篆、小篆、隸書、楷書、行書、草書、筆写体のお家流、勸亭流、活字体の明朝、清朝、宋朝、ゴチ、あるいはローマン、イタリック、ボールド、ゴチ（サンセリフ）、スクリプト、それから飾り文字、個人の筆跡に見る特徴などを含む^レとしている。しかし、漢字にかかわるものは歴史的に変化した書体を列記しているのであり、アルファベットや飾り文字、個人の筆跡に見る特徴にかかわるものは現代の様々な書体の列記のようである。そのため、字体の定義とはいえないものになっている。そのことは^レ基本字形からの逸脱がひとそろいの文字全体を通じて規則正しく行われるならば、一種の字体を構成する^レという記述からも明らかである。ただ、ここに用いられている「基本字形」という語には注目するが、それが字体とされるわけではない。むしろ、それから逸脱したもののほうに字体

を見ようとしている。しかし、それは「書体」と呼ぶべきものではないか。（2）の^レ一字の変種^レについては、^レ基準になるものを正体とすれば、それに対する俗体、異体、略体、また誤字がそれに当る^レとしている。しかし、字体は「変種」こそが該当するもので、「基準になるもの」は該当しないとしているわけで、不正確な記述である。

〔B〕では、〔A〕とは次元の異なる記述が詳しくなされている。そこには注目すべき記述が多い。字体の定義としては、^レ具体的に筆記具を用いて物の面に書いたり彫ったりした痕跡を字形として区別するならば、音韻と音声との区別における音韻に擬せられるのが字体である^レという指摘は妥当である。さらに、^レ字形が、現実的・個別的な、その都度多少の差の生ずる現象であるに対して、字体は、抽象的・普遍的で社会的に一定している観念^レとされている点もおおむね妥当といえる。あえて「おおむね」とするのは、音韻もそうであるが、心理的実在としての字体も個々人の置かれた環境の中で身につけられるものであるからである。そのため、必ずしも「普遍的で社会的に一定している」とはいいがたい面がある。その観念そのものは個人的なものであり、厳密には個人個人で差がありうるものである。「字体」そのものに個

人差があり、不確定要素もはらんでいる。それが字形の揺れの一因にもなっている。しかし、その個人的なものが、もともとその人が置かれた社会環境の中で学習して身につけられたものであるため、他とのコミュニケーションのために用いることも可となるのである。すなわち、字体にも個人レベルのものと、社会レベルのものが存在するというべきなのではないか。しかも、その社会レベルの字体にも地域差や位相差などがあり、一定しているとはいいたくない。だから社会レベルのものは、個人レベルのものよりもとらえにくく多様なものといわざるをえない。そこで「字体統一の施策」が必要になるのである。その後記されている、通常は手書きの字形の手本になる活字の形のようなものをさす、^レという内容は不適切と判断する。それは現代における状況を述べているにすぎないからである。現代人の字体観念の多くは、たしかに活字のような形をとっている。しかし、活字に支配されていない手書き中心の時代の人々にとっては、そうしたものである。また、^レ手書きの字形の手本になる活字、とあるが、手書き字形と活字の字形は別々のものとしてとらえるべきものである。なお、冒頭に記されていた、^レ文字の形の基準、^レは、定義としては不適切である。「基準」とは、ものごとの判断

のよりどころとなる条件を示したものであって、その条件を満たすものを指してはいない。そのため、字体の定義としては、この項目の執筆担当者もかわっている（「ハ」の「字体」で、^レ文字の基準となるかたち、^レのほうが、問題を含み不十分な表現ではあるが、まだふさわしい。語の順番の問題でしかないようであるが、定義としては大いに異なるものになるので注意が必要である。「B」では、^レ書体的変容も高度の観念として存在しうるものである。^レとして、書体についての言及がある。しかし、それが「字体」として定義された本体とどう関係づけられるものかの十分な説明がない。また、「書風」「字風」「筆順」「異体字」「字体統一の施策」への言及もあるものの、それらの、^レ文字の基準となるかたち、^レの内部の關係についての言及がないことは説明不十分ではないか。「C」もかなり詳しく記述している。まず、^レ人は個々の字の形を脳内に観念として記憶している。その標準となる形を「字体」と呼ぶ。声で話す言語になぞらえると音韻にあたる。^レと定義している。この定義は「B」をふまえているといえる。ただ「標準となる形」だけが字体なのか疑問が残る。^レ少しづつ違っている、ある言語において同じ字であると認められる範囲がある。それが字体である。^レともして

いるが、これに該当するものは、別の術語を用意すべきではないか。実現し得る字形のなかの美しく整った典型を人は字体と認識していると言ってもよい。という記述もあるが、必ずしも「美しく整った典型」として字体を認識しているかは疑問である。人の字体認識は、実はかなり漠然としたものなのではないか。「書体」については、字形にかかわる概念であるが、文字列全体にわたる統一的な平面デザインをさす。としてゐるが、単体としての文字の字体に相当するものではないという指摘をしている訳であるが、はたしてそう言い切つていいものであろうか。単体として書かれた文字についても書体は認識可能ではないか。この〔C〕では、字体と字形の連続性、字体の部分と連鎖、字体を構成する要素と見出しを掲げた記述がある。それにともなつて、「異体字」「文字素」「字体の構成要素」についての記述がある。

ただ、それらの位置づけは不十分なままであると言わざるを得ない。

四

行政庁編纂の書籍などとして、次の〔D〕〔E〕を取り上

げる。

〔D〕雑誌『日本語学』二〇一六年十一月特大号掲載論文、佐藤栄作の「字体」と「手書きの字形」―字体研究と「常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）」―。これは行政庁編纂の書籍『小学校学習指導要領』や『小学校指導書用語編』『常用漢字表の字体・字形に関する指針（報告）』などの内容について論評し、筆者の考えが述べられたものである。そこには次のような記述が見られる。

○抽象的な理念形である字体に対して具体的な実現形が字形であるから、「手書きの字形」とは、「手書き」という行為によって実現した字の形状」となる。

○「常用漢字表」の考え方ははっきりさせ、手薄だった「筆写」すなわち「手書きの字形」について手厚くしたのが今回の「指針」である。

○筆者は、漢字の字体を以下のようにとらえている。

●字体は、構成要素の組み合わせからなり、構成要素は、基本点画（基本筆画）の組み合わせからなる。

さらにいえば、字体は「抽象的理念形」であるから、構成要素にも基本点画にも、「抽象的理念形」が存在すると考えている。

○「小学校学習指導要領」(一九七七年七月告示)に以下の記述がある(二〇〇八年三月告示でも同文)。

漢字の指導においては、学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準とすること

「字体を標準とする」が気になる。これに関わって、同じ年に次の文部事務次官通達(三四〇号)があった(『小学校指導書国語編』(一九七八)より)。

学年別漢字配当表に示す漢字の字体を標準として指導することは差し支えないが、この場合他の字体を誤りとする趣旨ではないことに十分留意すること
ここでは、「他の字体」とあり、「常用漢字表」の「字体」とは同じ語義で使用されているとは思われない。字体は抽象的な理念形であるから、可視化するためには具体化しなければならないということを、字体は具体化できるととらえ、さらに具体化したものが字体であると解釈してしまったのではないか。ここに、「学年別漢字配当表」の手書き風の字形を「標準字体」と呼ぶことが始まったといえる。

○本稿筆者の考える理想の「字形一覧」は、全二二三六字の字形を挙げず、字体を構成する構成要素を決定し、

その実現幅(位置による変形など)を示すにとどめる。
○本稿筆者の理想の「字形一覧」は、「構成要素とその実現幅」からなるが、そのためには、「字体一覧」の存在が前提となる。しかし「字体一覧」の確定はたやすいものではない。

この論文では、字体は「抽象的理念形」であるから、構成要素にも基本点画にも、「抽象的理念形」が存在すると考えている。としてゝいる。この「抽象的理念形」と字体をとらえていることは妥当である。また、構成要素にも基本点画にも「抽象的理念形」が存在する。という主張も評価できる。そのうえで行政庁が「字形」と呼ぶべきものを「字体」と表現するようになったいきさつを推察して、字体は抽象的な理念形であるから、可視化するためには具体化しなければならないということ、字体は具体化できるととらえ、さらに具体化したものが字体であると解釈してしまったのではないかと記している。そして、学年別漢字配当表の手書き風の字形を「標準字体」と呼ぶことに問題があることを示している。この表現もうなずける。その後には、「構成要素とその実現幅」からなる。とする。理想の「字形一覧」の記述がある。その部分の記述で、そのためには、「字体一覧」

の存在が前提となる。とされているのはどうだろうか。「字体」は抽象的なものであり、個人差があり、不確定要素もはらみ、かなり漠然としているものである。そのため、その「一覽」作成は不可能なのではないか。

「常用漢字の字体・字形に関する指針」は二〇一六年二月に報告されたが、それが書籍とされた〔E〕文化庁編『常用漢字表の字体・字形に関する指針―文化審議会国語分科会報告（平成28年2月29日）―（二〇一七年 三省堂刊）を見よ。そこには、次のような記述がある。

○文字を文字として成り立たせている骨組みが字体です。それを実際に文字として記したときの形状を字形と言います。同じ字体に基づいて書かれても、実際に現れる字形は様々です。

○様々に肉付けされながらも同じ文字とみなすことができる無数の字の形それぞれから抜き出せる、形の上での共通した特徴がその文字の「骨組み」＝「字体」です。字体は、その字であることを満たす上での形状に関する条件であり、実際に目に見える具体的な文字の形（字形）を背後で支えているものとも言えるでしょう。このような性質から字体は抽象的な概念である、

と言われることもあります。

○字体は、文字を見分け判断する際の基準であり、書かれた又は印刷された字形が、文字として社会的に通用するかどうかの基準ともなりますから、同じ漢字を用いる社会全体で共有されていることが望ましいと考えられます。情報を伝える人と受け取る人とが同じ字体を共有していれば、情報の伝達は円滑に行われます。書き手の個性や、字のうまさ、筆記用具などにより、字形は千差万別であっても、字体が共有されていれば情報交換が可能です。

○「字体」とは、同じ文字として様々に肉付けされた数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通した特徴であり、文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念とすることもできる。字体は、文字を見分け判断する際の基準、文字として社会的に通用するかどうかの基準として、社会全体で共有されることが必要なものである。

○手書き文字、印刷文字を問わず、具体的に出現した個々の文字の形状のことを「字形」と言う。

○字体を基に具現化された字形には、一定の特徴や様式

が現れることがある。そのような、文字に施された一定の特徴や様式の体系を「書体」と言う。

○字体は異なっている、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によって相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字の集合体としてのまとまりを「字種」と言う。

○「通用字体」とは、現在、社会で最も広く使われていて、今後も使われることが望まれる字体であるとともに、常用漢字表が採用している字体のことを言います。

○「異体字」とは、同じ漢字として通用しても、字体が異なるものを言います。

ここでは、字体は抽象的な概念である、と言われることでもあります。〴〵とか、文字の具体的な形状を背後で支えている抽象的な概念と言うこともできる。〴〵と記してはいるものの、「抽象的な概念」とは認めたくないニュアンスがある。その証拠に、「B」や「C」で指摘されていた「音韻」との対応には全く言及されず、字形に対して「通用字体」の語を使用している。結局、字体を社会全体で共有されていることが望ましい。基準を示すものにとらえようとしていることになる。すなわち、社会レベルの字体のとらえにくさを解消

するための施策として「通用字体」と称する基準にするものを示しているのである。このことは、行政庁の文書らしさを示したものではあっても、本来の「字体」の姿を示したものとはいえない。字体を「文字の骨組み」とする定義は、「字体」が視覚映像であるためにあまいで、言葉として表現しにくいことのとえならばうなずけるけれども、不十分なのである。ただ「字形」「書体」「字種」「異体字」の定義は評価できる。

五

以上、国語辞典、学会編纂の辞典、行政庁編纂の書籍などの点検をしてきた。これによって明らかになったことは、次のような点であろう。

①国語辞典の定義は、いずれも適切なものとはいいがた。特に「口」「二」「ホ」の明晰でも判明でもない定義は問題である。

②学会編纂の辞典の記述は詳細で、注目される点もあるが、不適切な点も散見する。

③行政庁編纂の書籍については、行政上の都合が前面に

出ていて、不十分な点がある。

- ④ 「字体」は「抽象的なもの」なのか「具体的なもの」なのか明確にすべきである。
- ⑤ 「字体」と「音韻」との関連を明確にすべきである。
- ⑥ 〃一つの字〃とされる集合を表わす術語として、「字種」の定着が必要である。
- ⑦ 「字体」と「字形」の区別をしつかりしなければならぬ。
- ⑧ 「字体」と「書体」の区別を明確にする必要がある。
- ⑨ 「字体」の質的な違いを示すものを表わす術語が不足している。
- ⑩ 「字体を構成する要素」について考えるべきである。
- ⑪ 「手書きの字形」と「活字の字形」の点検が必要である。
- ⑫ 「字体」と「書風」の区別も明確にする必要がある。
- ⑬ 「書風」と「字風」の関連とその位置づけが必要である。
- ⑭ 「基本字形」「通用字体」といわれるものの名称の点検が必要である。
- ⑮ 「異体字」の位置づけの必要がある。
- ⑯ 「筆順」による字形の変容をどう考えるかも必要なこととがらである。

⑰ 文字列全体とのつながりで考える必要がある場合をどう扱うかを考慮しなければならない。

⑱ 「字体統一の施策」について考える必要がある。

「字体」は、「B」で記されていたように、音韻と音声との区別における音韻に擬せられるものである。音韻は聴覚によつて脳の中に記憶された聴覚イメージであるが、字体は視覚によつて脳の中に記憶された視覚イメージである。これらは共に心象であるため、堅確なものではなく、かなり不確定要素を含むものである。そのため目安とするものでしかない。心象が不確定要素を含むのは、それを作りあげるものが個人人の学習によるものであることにもよる。その人の学習環境との関係で、心象はそれぞれ異なるものになるものでもある。そうしたものでありながらも字体が有効に働くのは、社会集団の中でその心象が形作られたものであることと、社会集団が不確定要素を容認し、大まかに字体をとらえているからである。社会集団の内部では、その時々々の構成員によつて、常に視覚イメージの変動を伴いながらも共有部分の確認・醸成が行なわれているのである。そのため、「字体」は個人レベルのものと社会レベルのものを想定しておく必要がある。そ

うはいつても言語学的には、社会レベルの「字体」のほうにより注目するべきであることは当然である。

〔口〕〔二〕〔ホ〕などで字体を書体と同義としていたが、字体と書体は区別するべきである。書体にあたるものは字体を分類したものとみなすべきである。字体を分類したものは、筆記具の違いによるものや印刷・手書きの違いによるもの、書体としての篆書・隸書・楷書・行書・草書の区別によるもの、さらには正体・異体といわれるものや筆順による形の変化によるものなどが含まれる。それらはいずれも心象であって、字体の下部観念として質的な違いを示しているものとして「字質体」と名づけたい。ある具体的な文字を見れば、それが甲骨文字か篆書か隸書か草書か活字か手書きかなどということとは、一見して分る。それを可能とするのが字質体としての心象の存在である。ただ、その甲骨文字や篆書・隸書・草書・印刷や手書きなどで具体的に表現されたものは字形である。「字体」は、そうした質的な違いも捨象した心象とするのである。

〔E〕の「通用字体」というものは字体とは認められない。そう表現されるものは可視化されたものであるため字形である。一九八〇年四月一日より施行の小学校学習指導要領「国

語」の別表「学年別漢字配当表」に「字体」として示された手書き風のもの、社会レベルのシンボルとして示された字形ではない。「通用字体」として〔E〕で示されているものもそうしたものであり、「当用漢字字体表」や「常用漢字表の字体」の「字体」も同様のものである。さらに、辞書などで親字として示したりするものもまたシンボルである。こうした字形には違いがないがシンボルとして示されたものは「象徴字形」と呼び、個別具体的な字形と区別する。〔A〕で「基本字形」と記されたものと同じものを指しているようである。しかし、それが様々な書体の大もとにあたるものならば、それは「字体」であって、「字形」のシンボルとしての「象徴字形」とは異なる。

「字種」という術語がある。志村和久は「漢字の発達」〔漢字講座Ⅰ 漢字とは〕一九八八年 明治書院刊 所収）において、この術語を『論語』は、総字数一万余のうち、字種として一五二二のように用いている。この字種の用法は異なり字数を表わすものではない。しかし、「字種」という術語は、財前謙の『字体のはなし―超「漢字論」―〕（二〇一〇年 明治書院刊）での用法こそがふさわしいと判断している。そこでは、漢字をその形ではなく、意味と読

みの観点からとらえた時、概念としての漢字それぞれを字種といい、これを形でとらえたものを字体とよんで区別していきます。とし、たとえば、ともに「サイ」と読み、形もよく似た〈斉〉と〈齋〉ですが、これは字種の異なる別の漢字です。これに対して、〈齊〉は〈斉〉の旧字体であり、〈齋〉は〈齋〉の旧字体です。つまり、〈齊〉と〈斉〉、〈齋〉と〈齋〉の関係は、字体は異なりますが、字種としてはそれぞれ同じということになります。と説明している。これは〔E〕での定義につながるものである。〔E〕における「書体」「字種」「異体字」の定義は評価できる。ただ「異体字」については、基準となるものが設定される必要がある。たとえば〈齊〉と〈斉〉や〈齋〉と〈齋〉では、そのいずれもが異体字ではなく、〈斉〉や〈齋〉を基準とした場合にもう一方の〈齊〉や〈齋〉が異体字となるのである。

「字体を構成する要素」は「字象素」と名付けたい。「字象素」は字体の構成要素として観念的にとらえられるものであるため、これも心象である。この心象が可視化されれば「字象素形」となる。その象徴形は「象徴字象素形」である。〔C〕で「文字素」への言及があった。そこでは「富」は「富」と同一文字素で異字体ということになる。という説を

紹介している。しかし、それは「字体」は異なるが「字種」としては同じグループに所属するものとすべきである。〔C〕でも「文字素」という語は字体の部分的要素を想定させるので、その定義の術語と調整して使わなくてはならない。と記されていた。私は「文字素」は「字種」にあたるものとしてではなく、字体の部分的要素として使用すべきと判断している。そのうえで、字体の部分的要素には二種類あるのではないかと思っている。それは純粹に形を表わすのものと、形に意味や音とのつながりの認められるもの二種類である。「文字素」という表現では、この二種類の識別ができないため採用しない。〔D〕ではそれを「構成要素は、基本点画（基本筆画）の組み合わせからなる」と表現していた。しかし、「構成要素」には音や意味とのつながりが認められ、純粹に形を分解して得られる基本点画とは異なる点がある。そこで、純粹に形を分解して得られるものは「字象素」と称することとした。「字形素」という表現はどうかかと思ったこともあった。しかし、それでは抽象的な概念としてのイメージを欠き、逆に個別具体的な字形のイメージを与えてしまう。そこで「字象素」とした。一方、形に音や意味とのつながりの認められるものは「字素」と称することとした。

素材としての漢字についての分類

音や意味のつながりによる集合		形のつながりによる集合		
部分	全体	部分	全体	
<p>字素</p> <p>音とのつながり 音符</p> <p>意味とのつながり 差意味符 意符</p>	<p>字種</p>	<p>字象素</p>	<p>字体—字質体</p>	<p>心象 II 可視化されないもの</p>
<p>象徴字素形</p> <p>象徴音符形</p> <p>象徴差意味符形</p> <p>象徴意符形</p>	<p>象徴字種形</p>	<p>象徴字象素形</p>	<p>象徴字形—象徴字質形</p>	<p>象徴形</p>
<p>字素形</p> <p>音符形</p> <p>差意味符形</p> <p>意符形</p>	<p>字種形</p>	<p>字象素形</p>	<p>字形—字質形</p>	<p>個別具体形</p>

そのうちの意味とのつながりのあるものは「意符」や「差異符」である。「意符」は、いわゆる「部首（意味の大分類）」

にあたるものの観念としている。「差異符」は、そのもの自体は意味をもたないものの、その有無によって意味の違い

を生み出すものを示す観念とする。また、音とのつながりがあるものは「音符」。この「意符」「差異符」や「音符」の可視化されたものは、「意符形」「差異符形」「音符形」とする。これらの象徴形は「象徴意符形」「象徴差異符形」「象徴音符形」である。

六

ここまで取り上げたものは、漢字単体を取り上げたものであり、山田俊雄の用いた表現（「国語学における文字の研究について」一九五五年『国語学』第20集所収）を借りるなら「素材としての文字」を対象としている。これらを図示したものを載せておく。

ところで、実際の表現では、それをどのように用いるかという面にも目を向けなければならない。山田俊雄はそれを「用法における文字」と表現していた。こちらには様々な区別がありうる。形による区別、意味による区別、言語音単位による区別、規範による区別、地域による区別、位相による区別、個人差による区別、省略の度合いによる区別、それに単体ではなく複合した型による区別等がそれである。「書

風」というのは、その「用法における文字」に関する術語の一つである。それは文字集合の特徴を具体的に言うもので、時代や風土、書いた人の個性などによって生まれた形による区別を示すものである。「字風」は、「書風」が文字集合の特徴であったのに対して、単字について認められる特徴をいうものである。文字が文章全体の内容とのつながりで考える必要がある場合には、「書則」といった語を用いたい。それは文字列を実現する上での何らかの全体的な約束事を示すものである。

「字体統一の施策」というのも、「用法における文字」に関する事柄である。「E」で「字体」を「骨組み」と説明し、「社会的に通用するかどうかの基準として社会全体で共有される必要があるもの」とするのは、まさにその施策につながるものであることを示している。「E」の書名そのものも『常用漢字表の字体・字形に関する指針』としていて、施策的なものであることを示している。たしかに、社会レベルの字体のとらえにくさから、基準が示されることは教育的に望ましい。しかし、それはあくまでも教育的配慮による指導上の「字形」である。にもかかわらず、それを社会的レベルの「字体」とするのは問題である。そこで少なくとも「通用字

体」という表現は改めるべきである。そして、「字体」の定義についても再考される必要があると判断している。

(まさき・よしひろ 昭和50年度成城大学大学院
文学研究科 国文学専攻・博士課程修了)